

65歳以上の介護保険料を改定しました

介護保険制度を円滑に運営するために、第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、3年ごとに見直されます。

平成30年度から平成32年度までの今後3年間の介護サービス給付費をまかなうため、保険料を次のとおり改定しましたので、お知らせします。

第1号被保険者の保険料は、本人および世帯員の町民税課税状況や本人の前年の所得状況などに応じて所得段階別に分けられます。

高齢者の皆さんが、住み慣れた小野町で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度へのご理解とご協力をお願いします。

☎健康福祉課 ☎72-6934

■表1. 介護サービス給付費などの推移

年度	65歳以上の人口	介護認定者数	介護サービス給付費	
			年間	期間計
平成27年度 (実績)	3,256人	709人	10.6億円	32.5億円
平成28年度 (実績)	3,285人	698人	10.7億円	
平成29年度 (見込)	3,315人	693人	11.2億円	
平成30年度 (見込)	3,344人	700人	11.5億円	37.0億円
平成31年度 (見込)	3,373人	731人	12.5億円	
平成32年度 (見込)	3,402人	789人	13.0億円	

■表2. 平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者介護保険料

所得段階	対象となる方	年額保険料
第1段階 基準額×0.45	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ●前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方 ●生活保護受給者 	35,700円
第2段階 基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	59,400円
第3段階 基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	59,400円
第4段階 基準額×0.9	本人が住民税非課税で、世帯員のいずれかが住民税課税である方のうち、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	71,300円
第5段階 基準額	本人が住民税非課税で、世帯員のいずれかが住民税課税である方のうち、第4段階以外の方	79,200円
第6段階 基準額×1.2	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	95,100円
第7段階 基準額×1.3	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	103,000円
第8段階 基準額×1.5	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	118,800円
第9段階 基準額×1.7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	134,700円